

広島市告示第 391 号
令和 5 年 9 月 29 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アーバス東千田
(2) 所在地 広島市中区東千田町一丁目 1 番 5 7

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 N I P P O
代表取締役 吉川 芳和
東京都中央区京橋一丁目 19 番 11 号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

| 名称 | 代表者 | 住所 |
|----------------|-------------|-----------------------|
| 株式会社 N I P P O | 代表取締役 岩田 裕美 | 東京都中央区京橋一丁目 19 番 11 号 |

(変更後)

| 名称 | 代表者 | 住所 |
|----------------|-------------|-----------------------|
| 株式会社 N I P P O | 代表取締役 吉川 芳和 | 東京都中央区京橋一丁目 19 番 11 号 |

- (2) 小売業者の変更、小売業者代表者氏名、所在地
別紙のとおり

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
令和元年 6 月 24 日
(2) 小売業者の変更、小売業者代表者氏名、所在地
別紙のとおり

5 届出年月日

令和 5 年 4 月 12 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年9月29日から令和6年1月29日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和6年1月29日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

| 小売業者 | | 住所 | 変更年月日・理由 |
|------------|-------|--------------------|-------------------|
| 名称 | 代表取締役 | | |
| 株式会社丸久 | 田中 康男 | 山口県防府市大字江泊1936番地 | |
| 株式会社岩崎宏健堂 | 富永 幸朗 | 山口県周南市福川三丁目18番22号 | |
| 株式会社しまむら | 野中 正人 | さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | |
| 広陽家電販売株式会社 | 日高 寛彰 | 広島市中区舟入幸町25番5号 | 退店日 平成29年9月29日 |
| 岡野食品産業株式会社 | 岡野 吉純 | 兵庫県姫路市御国野町国分寺391番地 | 退店日 平成30年8月31日 |

(変更後)

| 小売業者 | | 住所 | 変更年月日・理由 |
|-----------|--------|----------------------|---|
| 名称 | 代表取締役 | | |
| 株式会社丸久 | 田中 康男 | 山口県防府市大字江泊1936番地 | |
| 株式会社岩崎宏健堂 | 上野山 孝誠 | 山口県周南市下一の井手5636番5 | 所在地変更 平成25年11月1日 代表者変更 令和元年6月19日 |
| 株式会社しまむら | 鈴木 誠 | さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 | 所在地変更 令和3年1月24日 代表者変更 令和2年2月21日 |
| 株式会社大創産業 | 矢野 靖二 | 東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 入店日 令和2年11月1日 |